



市役所  
から

**篆刻美術館臨時休館**

3月7日(月)は展示替えのため休館します。

問 篆刻美術館事務室(古河街角美術館内)☎22-5911

**古河街角美術館臨時休館**

3月7日(月)・8日(火)は展示替えのため休館します。

問 古河街角美術館  
☎22-5911

**児童手当の手続きをお忘れなく**

公務員になったときや、公務員でなくなったときは、その翌日から15日以内に手続きが必要です。

**【4月1日付で公務員になったとき】**

児童手当の受給者が民間会社を3月31日付で退職し、4月1日付で公務員となったときは、市に「消滅届」を提出してください。

※4月分までの手当は市で支給します。5月分以降の手当は勤務先での申請が必要です。

**【3月31日付で公務員でなくなったとき】**

勤務先から手当を受給していて公務員を3月31日付で退職

し、4月1日付で民間会社に就職したときは、市に「認定請求書」を提出してください。

※申請には必要な書類がありますので、事前に問い合わせください。

※請求した日の属する月の翌月分から支給になります。申請が遅れると受給できない月が発生しますので、ご注意ください。

**受付窓口**

- ・総和庁舎子育て応援課
- ・古河庁舎市民サービス室
- ・三和庁舎市民サービス室

問 ☎子育て応援課

**保育所(園)等の保育料「寡婦(寡夫)控除みなし適用」のご案内**

市では、子育て支援の観点から、婚姻歴のないひとり親の人についても「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用を行っています。

保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業の保育料の算定について適用され、申請により減額になる場合があります。

**対象** 市内在住で保育所(園)等の保育料が発生しており、所得を計算する対象となる年の12月31日現在および申請日現在で次の要件のいずれかに該当する人  
①婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚を含む)にない母で、生計を一にする子(子の総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養

親族となっていない場合に限る)がいる人

②①の要件に該当し、かつ、子を税法上扶養しており、母の合計所得金額が500万円以下の人

③婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚を含む)にない父で、生計を一にする子(子の総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る)があり、父の合計所得金額が500万円以下の人

※対象となる人は、子育て対策課に問い合わせください。申請書類等のご案内をします。

**控除額** 保育所(園)等の保育料の算定から控除される額

- ①寡婦(一般)：26万円
- ②寡婦(特別)：30万円
- ③寡夫：26万円

※みなし適用は保育料にのみ適用されるため、税法上の控除は受けられません。

**その他** みなし適用となっても、所得の状況等により保育料が減額にならない場合があります

**申請 問** 3月31日(木)までに申し込み

☎子育て対策課

市内の空中放射線量測定結果は毎月15日号に掲載します。次回掲載は3月15日号です。

問 ☎環境課

3月1日(火)～7日(月)は「春季全国火災予防運動」の期間です